

# 後光厳天皇親政期の勅撰和歌集と室町幕府

田 中 奈 保

はじめに

一〇世紀初頭に編まれた『古今和歌集』を始まりとして、代々の勅撰和歌集は、古歌および同時代の和歌から選りすぐられた秀歌の集大成であるとともに、撰進を命じた天皇（または上皇）の治世を賛美するという、極めて政治的な意図を込めて編まれるものでもあつたと考えられている。古代から中世にかけて編まれた一一の勅撰集（二十一代集）のうち、室町幕府成立以降、『風雅和歌集』『新千載和歌集』『新拾遺和歌集』『新後拾遺和歌集』『新続古今和歌集』の五つの勅撰集が撰進された。本稿ではそれらの中から、後光厳天皇親政下に撰進された『新千載集』および『新拾遺れ』と評価した。

集』の二つの勅撰集の撰進契機における室町幕府の関与に検討を加えることにより、当時の北朝と幕府の関係を、両者を巡る政治情勢とともに考察することを試みる。

この二つの勅撰集は、前者は足利尊氏、後者は同義詮による武家執奏によって撰進が決まった歌集であり、以後南北朝～室町期を通じて、二十一代集の最後である『新続古今集』に至るまで、室町幕府による執奏が勅撰集撰進の事実上の契機となつた。このことから、歌壇史研究において井上宗雄氏が、足利将軍家によって武家の歌壇支配権が確立したと論じた。<sup>(2)</sup> また、朝幕関係史研究において森茂暁氏は井上氏の研究をふまえ、勅撰集撰進に関する武家執奏を「幕府支配権の飛躍的強化の文化面における一つのあらわ

井上氏の研究によつて、武家政権が南北朝～室町期の宮廷歌壇に及ぼした影響力の大きさが明らかになつた。また、

歌壇を巡る朝廷から幕府への主導権の推移は、森氏のように

に政治史上の文脈に位置づけられることにより、朝幕の力関係を論じるための重要な指標ともなつたのである。しかし、幕府が勅撰集の撰進を求める契機はどのようにして生

まれたかという問題については、当時の朝廷と幕府が直面していた政治課題と関連づけて論じる余地が残されている<sup>(4)</sup>。のではないかと考える。

この問題を論じるために本稿では、後光厳天皇の代に編まれた『新千載集』『新拾遺集』の二つの勅撰集の撰進縟を中心に考察する。その理由は、以下の通りである。後光厳天皇の在位期には二つの勅撰集が出されたが、一人の天皇の代に二つも勅撰集が出されるというのは珍しい。また、これらは勅撰集撰進につき武家執奏の例を開いたといふ点でも重要であり、これらを考察対象に取り上げることによって、当時の朝幕関係を実態に即して理解することに有益だと考えるからである。

以下、第一章で鎌倉期から『新千載集』に至るまでの勅撰集事業と幕府との関係、第二章では『新拾遺集』の撰進と幕府との関係について、義詮の貞治六年（一三六七）中殿御会に対する態度とともに考察を加えることにする。

## 第一章 『新千載和歌集』と足利尊氏の武家執奏

### 第一節 『新千載和歌集』成立の前提

#### —『風雅和歌集』の撰進と室町幕府—

本節では『新千載集』成立の前提として、それ以前に編まれた鎌倉時代の勅撰集と幕府との関係、および室町幕府成立以降初めて編まれた勅撰集である『風雅集』と幕府との関係について考察する。

中世の勅撰集は院政下で撰進の主導が天皇から上皇に移り、治天の君の御代を言祝ぐ性格が濃厚となつた。さらに鎌倉中～後期にかけて、皇統における持明院統と大覺寺統の争いは宫廷歌壇にも波及し、宗匠たる御子左家の分裂と相俟つて深刻な対立構造を形成した。弘安以降、藤原為家の子息達の代で御子左家は二条・京極・冷泉の三家に分裂した。このうち二条家が大覺寺統と結び京極家が持明院統と結んで、歌壇における主導権を巡り互いに争い、その対立は勅撰集の撰進にも影響を及ぼした。天皇の代替わりがあるたびに両統それぞれの治天の君が自らの正統性を主張すべく、大覺寺統は二条家から、持明院統は京極家から、自らが師事する者を撰者に任じて勅撰集を撰進させた。<sup>(5)</sup>

歌道家の人々は、治天の君だけでなく鎌倉幕府の將軍へ

も家業をもつて奉仕し、勅撰集の撰者を巡る争いにおいては幕府の執奏をもつて治天の君の裁定を動かそうとした。幕府は、こうした争いに積極的に介入することは避けていたようである。それは、大覚寺・持明院両統の抗争に不干渉でいようとする政治の方針と連動するものであつたといえる。<sup>(6)</sup> しかしそのような慎重な態度をとつていたにも関わらず、歌道家の人々の期待によつて、幕府は撰者の決定を左右する立場へ押し上げられていった。<sup>(7)</sup>

南北朝期最初の勅撰集となつた『風雅集』は、持明院統花園法皇の監修のもとに光厳上皇が親撰したとされる、京極派歌人を中心とする和歌集である。<sup>(8)</sup> 貞和二年（一二四六）の春部成立とともに一月九日に竟宴が催され、翌年二月九日に四季部が完成した。貞和四年七月二十四日に雜部・神祇釈教部が完成し、翌年まで補訂作業が続けられた。<sup>(9)</sup> 以下、その具体的な撰集経緯について、室町幕府の成立をみた建武年間に遡り、北朝と幕府を取り巻く政治情勢とともに追っていくことにする。

建武三年（一二三六）、後醍醐天皇に離反した足利尊氏に擁立された持明院統の光明天皇が即位し、光厳上皇を治天の君として院政が開始された。その後、暦応元年（一二三八）に南朝勢力は北畠顕家・新田義貞ら有力武将を失い弱体化し、さらに翌年八月後醍醐が崩御したことで、畿内の

戦況は次第に北朝・幕府有利のうちに落ち着いていった。<sup>(10)</sup> 暦応五年（一二四二）四月二七日、「天変・地妖・疱瘡」を理由として元号が康永に改められた。その後の五月八日に前関白一条経通が光厳上皇に意見状を提出し、「一可被紹隆神事条、一可被崇敬仏法条、一可被興行公事条、一可被恢弘文学条、一官位不可妄授条、一雜訴急速可有裁断条」と、六箇条の徳政策を進言している。<sup>(11)</sup>

同年七月ごろに、仙洞で沽価法の審議が進められる。これは幕府の要請によるものであった。西国ではこの年長期間の旱魃が続いたため飢饉と米価高騰が予想され、物価値下げを意図した幕府が光嚴院政と協調して撫民政策を実施しようとしたのであろう。保立道久氏が鎌倉期の沽価法について指摘した撫民法としての性格は、康永法にも継承されていていたと考えられる。沽価法の趣旨は、徳政に沿うものであった。このことは、康永改元にあたり掲げられた徳政という政治課題に即して、幕府の積極的な関与を交えつて北朝の施策が進められていった具体例として注目できる。

また、貞和元年（一二四五）より始まった内裏造営計画について、「造内裏事武家頻々申之間、予注進<sup>(洞院公賢)</sup>指図被仰合<sup>(二条良基)</sup>関白之處、無別所存之旨申之、仍不及清書、被遣武家了、奉行伝奏勸修寺前<sup>(経顯)</sup>大納言可然之旨、武家存之歟」（『園太曆』貞和二年五月一五日条）とあるように、幕府が計画の実行

を急いでいたという事情が知られる（ただし、結局その計画は実現しなかった）。以上のように、康永から貞和年間にかけて、幕府の関与を交えつつ北朝の政治体制が形成され、その振興策が進められていったことがわかる。

北朝の振興は、光嚴・花園両院の主導によって文化面からも図られた。暦応二年（一二三九）六月二七日の光嚴仙洞における三席御会始（漢詩・和歌・管弦）を皮切りに、和歌会開催の記事が頻繁に見られるようになる。和歌のみならず、禁裏・光嚴仙洞・花園仙洞では御遊・漢詩会・尚書談義なども催された。<sup>17)</sup>『風雅集』の撰集事業が進められたのは、そのような流れの中でのことであった。

『風雅集』の撰集は、康永三年（一二四四）光嚴上皇が幕府と相談して決定した。その経緯は以下の通りである。

【史料1】『園太曆』康永三年一〇月二三日条（抜粋）

又勅撰事何様哉之由尋申、此事重可申之旨、去年歟令申間、被相待彼左右候之由被仰之處、已申入之旨存之處、無其儀歟、以外事也、<sup>18)</sup>公方御沙汰不可有子細哉之由申之、聞食候歟、雖勿論、別以使者可申歟之旨被仰下之處、十七日・八日歟之間、以道誉為使者、付勸修

<sup>（経顕）</sup>寺前大納言奏此事云々、

右の史料は、足利直義が公卿（従三位）に上階した謝礼を申し入れに院参した折、光嚴上皇と交わしたやりとりを

記したものである。勅撰集のことを上皇に「尋申」す直義に、上皇は去年幕府が「此事重可申」と言つたのでそれを待つていると返答した。幕府側ではすでに返答したものと直義は思っていたが、それが上皇に伝わっていなかつたようなので、改めて上皇の決定に異存がない旨を申し述べた。上皇は別して使者を立てて返答をよこすように求めたので、後日佐々木尊誉を武家使として、武家執奏勧修寺経顕を通して上皇に奏聞した。

直義の言葉を額面通りに受け取るならば、上皇と直義との行き違いは、幕府側の返答の仕方に問題があつたことにによるものであろう。また、幕府は返答が上皇に認識されないにも関わらず、それに気づかないまま一定期間を経過していたということになる。幕府は、前述の通り撫民政策や内裏造営事業を通じて北朝の振興策に関与していたが、勅撰集事業については、光嚴・花園両院の意向に任せるということ以上の積極的な方針は持つていなかつたと考えられる。

以上のことからすると、『風雅集』に対する幕府の関心は、勅撰集事業にあえて深く立ち入ろうとした鎌倉時代からそれほど変化しているようには見えない。しかし以下に述べる通り、尊氏と直義は、鎌倉時代の武家であれば思いも寄らなかつたような形で勅撰集の撰集過程に関与

することになるのである。

貞和二年（一二四六）四月二六日、光厳上皇によつて応製百首（貞和百首）の詠進者が定められ、その中には北朝廷臣に交じつて尊氏・直義も含まれた。<sup>(19)</sup> 尊氏・直義ともに和歌を嗜んだことはよく知られており、彼らは邸第で和歌会を開くほか、しばしば寺社への和歌奉納も行つた。<sup>(20)</sup> しかし朝廷での催しなれば話は別である。前述の暦応二年六月の御会始の折、尊氏は和歌披講に出席することになつていたが、結局とりやめて懐紙を提出するのみであつた。<sup>(21)</sup>

故実に不慣れであつたためと小川剛生氏が指摘したように、貞和百首の披講においても尊氏と直義は代筆の懐紙を提出するのみで出席はしなかつた。しかもそれがなかなか詠進されなかつたために、披講の日程は大幅に遅延した。<sup>(22)</sup> しかし武士による応製百首の詠進は鎌倉期にはなかつたことで、これは勅撰集事業に幕府が鎌倉期よりも深い関わりを示すようになったという意味で重要な一事である。

貞和百首の詠進は光厳・花園両院の他三二名の皇族・廷臣・女房によつてなされている。<sup>(23)</sup> 廷臣の詠進者は二一名を数え、家格や歌人としての知名度、または持明院統（特に光嚴上皇）との親密度を基準に選ばれているようである。近衛基嗣・二条良基（ともに摂関家）・二条実忠（清華家）のほか、洞院公賢と公泰の兄弟・小倉実教（二条派の有力歌

人である）・西園寺公重・正親町公蔭と忠季の父子といふように、清華から羽林家にわたり西園寺・洞院とその庶流の人々が多い。特に正親町公蔭と忠季は京極派の有力歌人であるとともに、光厳上皇の特に親しい近臣であった。<sup>(24)</sup>

他には女重子を光明天皇の典侍とした庭田重資（重子は後に崇光天皇に仕え栄仁親王を産む）や、伝奏として光厳院政の枢要となつていた勧修寺經顕・日野資明も入つており、歌道家中では一条為定・同為明・同為忠・冷泉為秀・飛鳥井雅孝・九条隆教と隆朝の父子がいた。歌道家以外の廷臣について言えば、詠進者は持明院統・大覺寺統双方より重んぜられた西園寺家・洞院家の人々や、光厳上皇の近臣が中心となつてゐる。その中に將軍尊氏と直義の兄弟が加わつてゐるのは、北朝の治世を支える輔弼の臣として光厳上皇が彼らの存在を重視しており、北朝と幕府の協調の継続を願つていてからに他ならないと考える。

以上、『風雅集』の撰集事業においては、北朝と室町幕府との協調路線の堅持を願う光厳上皇からの働きかけによって尊氏と直義が応製百首を詠進し、勅撰集との関わりを深めていくということを論じた。ただし、幕府は北朝の振興にしばしば積極的な関与を見せてはいたが、勅撰集についての態度はあくまでも受け身であつた。それではなぜ、次の『新千載集』で幕府はその撰進を発議したのであらうか。

次節で考ることにしたい。

## 第二節 『新千載和歌集』と足利尊氏の武家執奏

本節では、『新千載集』の撰進契機について考察する。

観応の擾乱のさなかに成立した正平の一統が半年足らずで破れ、観応三年（一三五二）閏二月に南朝が北朝の上皇・天皇・皇太子らを拉致し吉野に軟禁すると、幕府は八月に後光厳天皇を擁立し、年号を文和と改めて南朝に対抗した。

観応二年二月に鎌倉で直義が絶命した後も動搖が続く関東を鎮定するため尊氏が奔走していた間、後光厳を擁しつつ京を護るのは義詮の役目であった。しかし義詮は南朝軍の攻勢を支えきれず、文和二年（一三五三）六月に天皇ともどもいったん美濃国垂井へと退いた。翌月幕府軍が京都を奪回し、天皇も九月に還幸した。その年末の一月二七日に後光厳は太政官庁において即位し、翌文和三年一月一六日に大嘗会が行われた。<sup>(26)</sup> そのひと月後に、後光厳と関白二条良基の間で次のようなやりとりが交わされた。

### 【史料2】 〔押紙冷泉為秀〕 後光厳天皇宸翰書状

「勅書〔押紙冷泉為秀〕事 文和三十二十四」

一夜心静申承候之条、悦思給候、抑三旬会日事、可為三日之由思給候、無懈怠可有御張行候歟、抑打聞有増事、近日如勅撰頗不思寄之時分候、家集内々令用意者、

如後拾遺例、自然可出来候歟、尤可有其興事候、且道之再興候歟、能々可被召仰彼朝〔押紙冷泉為秀〕臣候哉、可有御張行候也、他事期御參候也、

### 【史料3】 二条良基自筆書状

〔押紙冷泉為秀〕  
「閔白家御書〈撰歌事／文和三十二十四〉」

何事候哉、抑打聞間事、内々勅書如此候、尤當道之眉目候歟、忿々可令思立給候、時宜之趣珍重候、誠後拾遺勝躅候之上者、始終可有勅撰之号候哉、先蜜〔密〕々被用意之条、可叶當時形勢候也、他事期面之状如件、

十二月十四〔押紙冷泉為秀〕

閔白〔二条良基花押〕

前左兵衛督殿

右の二つの史料の大意を記せば、【史料2】で後光厳は三旬会の開催につき良基に指示するとともに、現在の情勢では勅撰集は思いも寄らないことながら、準備を進めておけばそのうちに実現の可能性も出てくるであろうという見通しを示した上で、「彼朝臣」（冷泉為秀）に「打聞」（私撰集）を用意させることにしようと述べている。これを受けて【史料3】で良基は為秀に後光厳の意を伝え、撰歌の作業に取りかかるよう求めている。大嘗会が終わつた一ヶ月後に勅撰集撰進が議されるというのは、自然なタイミングであつたといえる。しかし後光厳が「近日如勅撰頗不思寄之時分候」と語つたのは、戦局が未だに安定していなかつ

たことによるであろう。実際に、このやりとりがあった一〇日後に再び南朝軍が京都に攻め寄せ、後光厳と尊氏・義詮は近江国へ追いやられた。<sup>(28)</sup>

しかしこの時の南朝軍の京都占領も長くは続かず、翌文和四年（一二五五）三月には幕府軍が京都を回復し、後光厳も還幸する。その後近江行宮に不参だった廷臣の所領が武家執奏により没収されたが、一部は八月五日の議定始で返付された。<sup>(29)</sup>その年末に、北朝の伝奏・議奏・職事・弁官らは諸社に告文を捧げ政道興行に力を尽くすことを誓つている。<sup>(30)</sup>松永和浩氏が論じたように、後光厳は即位の正統性に少なからざる不安要素を含む天皇であつたため、幕府は後光厳の求心力強化に力を尽くす必要があつた。北朝は、幕府の積極的な関与のもとで体制の強化に取り組むのである。<sup>(31)</sup>

そうした中で内裏では文運復興の兆しも見え始め、種々の御会が開かれるようになる。<sup>(32)</sup>延文元年（一二五六）六月に、尊氏の執奏によつて後光厳は二条為定に勅撰集撰進を下命する。以下の史料を見よう。

#### 【史料4】『園太曆』延文元年六月八日条（抜粋）

勅撰事、足利尊氏武家聊依有申旨、可有其沙汰候、其間事閑可

申候、撰者事、任千載集可為御子左之旨令申候、就其奉行事、或公卿或雲客、共存候<sup>(衍)</sup>其例候歟、今度可為何

様候哉、若先例依當道譜代、被仰奉行事候哉、彼是無才学、無申計候、委可被申候也、先忿可被仰之間、奉行事申合候、条々不審追可申候也、他事期後信候也、

右は、勅撰集について後光厳から洞院公賢へ問い合わせた内容である。「勅撰事、武家聊依有申旨、可有其沙汰候」とあり、尊氏の執奏によつて勅撰集の撰進が決まつたことがわかる。また、撰者が二条為定になることも尊氏の意見によつて決した。幕府によつて後光厳の求心力強化が図られる中でこのような武家執奏が行われたことを考えると、尊氏が勅撰集撰進を執奏した契機は、北朝の体制強化という政治課題と結びつけて理解できよう。勅撰集は、後光厳の正統性を演出するために格好の素材と見られたのではないかと考えられる。<sup>(33)</sup>この撰進過程において應製百首が催された時（延文百首）、貞和百首の時と同様に詠進者には尊氏が列し、また義詮も新たに加わった。<sup>(34)</sup>

その後延文三年四月に尊氏が没したが撰集作業は続行され、翌延文四年四月二八日に撰者為定によつて四季六巻が奏覽された。<sup>(35)</sup>この時、勅撰集を納める手箱の調進をめぐつて問題が起きた。その経緯を語る史料を見てみよう。

#### 【史料5】『園太曆』延文四年四月六日条（抜粋）

今度勅撰所納蒔繪手箱事、武家沙汰進之、先々大略住吉神主沙汰之、今度始申子細、而追又領狀之間、去月

欲奏覽、而清氏聞此事、住吉當時敵陣也、件社務沙汰、

進當代勅撰納物不可然之旨称之、可為武家之者張行之

云々、  
云々、

代々の勅撰集において手箱を調進するのは、和歌の神として尊ばれた住吉大社の神主で勅撰歌人を多く輩出した津守氏の役目であった。しかしこの時住吉は、南朝後村上天皇の行在所になっていた。そのため神主津守国量ははじめ調進に子細を申したが、後から調進を承諾した。しかし今度は幕府執事細川清氏から、敵陣たる住吉からの調進を受ける訳にはいかないといつて反対意見が出され、結局手箱は幕府から調進することになったのである。<sup>(36)</sup>

先例からすれば、手箱は和歌の神たる住吉の神主から調進されることに意味があったのだと考えられる。北朝が敵味方の問題を差し置いて津守氏からの調進を求めたこと、津守氏がはじめは断りながらもその役を承諾したことは、彼らが敵味方の問題よりも、和歌の神としての住吉社の重要性や先例の遵守を大切にしていたことを物語っている。それにもかかわらず敵味方かという武家の主張が優先された点に、この時の勅撰集事業について北朝の体制強化策とはまた別の、もう一つの興味深い側面を見出すことができる。それは、これまで公家のはからいとして完結してい和歌儀礼の場に、武家側の事情が影響を及ぼすようになつた

てきたということである。

以上、述べてきたように、武家執奏により編まれた初の勅撰集である『新千載集』には、幕府が関与して進めた後光厳朝の体制強化策の一環として評価すべき重要な側面があつた。ただし、そのような体制強化策には【史料5】のように、先例よりも武家の主張が優先されながら進められていくという傾向が見られた。幕府が主導する以上は必然的な展開であるといえるが、その傾向が時間の経過とともにどうなつていったかを、次章において検討する。

## 第二章 『新拾遺和歌集』と足利義詮の武家執奏

### 第一節 『新拾遺和歌集』と足利義詮

本節では、『新拾遺集』の撰進経緯について述べる。『新拾遺集』は、足利義詮の武家執奏を経て、貞治年間に後光厳天皇の勅命により撰進された勅撰集である。貞治二年（一三六三）二月二九日に義詮の師事した二条為明が撰者に任じられ、翌年四月二〇日に四季部が奏覽されたが、およそ半年後の一〇月二七日に為明が病没したため、地下歌僧頓阿が後を引き継いで、同年一二月に返納された。<sup>(37)</sup>

『後深心院閑白記』貞治三年二月二日条は、『新拾遺集』について「今度勅撰事、衆人不甘心歟、然而大樹骨張之間、<sup>(足利義詮)</sup>

不能是非云々」と記している。多くの者は撰集に反対であったが、義詮が強く主張したため、やむなく決定したというのである。「衆人不甘心」であったのは、主に以下のようない理由によるものと考えられる。義詮による撰進執奏は、前回の勅撰集『新千載集』の奏覽から四年しか経過していない時点で行われた。しかも、後光厳の在位期においてはこれが二度目の勅撰集であった。二十一代集を通じて、自らの親政期に二度も勅撰集の完成を見た天皇は後光厳のみであり、異例であった。<sup>(38)</sup>

『新拾遺集』の撰進作業においては応製百首を催すことではなく、前回の『新千載集』に使われた延文百首が流用された。また、老齢であった撰者為明が撰集途中に没し、後を引き継いだ頓阿は撰集の故実に知識が充分ではなかったと見えて、形式的な不備が多かった。そのためか、『新拾遺集』の文学的評価は二十一代集の中でも大変低い。<sup>(39)</sup>

前回『新千載集』の撰進を足利尊氏が執奏した時に周囲が反対したという史料は見られないが、今回は周囲の反対を押し切って義詮の希望が通されたことから、幕府が勅撰集に対して一層積極的な関与を見せている点に特徴がある。その撰進の契機について、以下で貞治二年前後の北朝および幕府を取り巻く政治的状況と関連づけながら考えてみることにする。

尊氏他界の後、執事の任にあつて新將軍義詮を支えていた細川清氏は、幕府内部の権力抗争の末に義詮の追討を受けて、康安元年（一三六一）一〇月に南朝に降伏した。<sup>(40)</sup>同年一二月、南朝軍は京都に侵攻し義詮と後光厳を近江に追うが、一ヶ月に満たない短期間で都を奪回され、結果的にはこの時の入京が南朝軍の最後の京都占領となつた。清氏は、翌貞治元年七月二十四日に讃岐白峰で討死した。<sup>(41)</sup>

翌貞治二年の春から秋にかけて、足利直冬方の二大勢力であつた大内弘世と山名時氏がそれぞれ幕府に帰順した。これにより南朝・直冬方の戦力が激減するとともに、大内氏と山名氏が勢力を広げていた九州北部から山陽・山陰地方が幕府の体制下に入った。<sup>(42)</sup>このようにして、貞治年間には南北朝内乱下の戦局において幕府軍の優位性が固まっていく。義詮による勅撰集撰進の執奏は、そのような政治情勢の中でなされたものであった。前章において、尊氏が『新千載集』撰進の執奏を行つた背景として、松永和浩氏の論をふまえ後光厳の求心性の脆弱さを指摘したが、その状況は貞治前後にはどのようになつていたのであろうか。

南朝の戦力は後退したが後村上天皇は未だ住吉行宮にあり、延文二年（一三五七）に南朝から解放されて帰京した兄崇光上皇の存在も後光厳の不安要素になつていて。松永氏は、平時においても後光厳の求心性を示す場として朝儀

の興行が図られたとし、その試みは延文四年踏歌節会・康安元年最勝講・貞治二年県召除日<sup>(43)</sup>の例をもって一定程度の成果を上げたと評価する。このうち貞治二年正月二六日に行われた県召除日は「近年今月被行事希也、毎年興行之躰歟」という贊辞を贈られ、その除日において義詮は尊氏以来の極官である権大納言に昇進した。<sup>(44)</sup>

朝儀興行の気運が高まる中で、宫廷では二条良基の主導によって文運復興も盛んとなつた。特に貞治二年五月一日の晴儀蹴鞠、同年一〇月二九日の中殿作文などは在位初度の晴儀であり、これらは単なる遊興の域を超えて強い政教性を持つ催しであつた。後光厳の二度目の勅撰集計画が、

このような文運復興の一環として進められていつたことは想像に難くない。<sup>(45)</sup>『新千載集』の時のような危機的状況は脱したとしても、後光厳朝の体制強化という政治課題は継続しており、それへの取り組みであつたと理解できよう。

良基の存在は、義詮が勅撰集の撰進を求めた背景として重要である。良基と義詮との間は特に文芸を通じての交流が盛んであり、<sup>(46)</sup>この時の義詮には良基の意見が大きく影響を与えていた可能性が強い。しかし当時の公家社会においては、この時の義詮や良基の意見に対する反発は強かつたと考えられる。前掲『後深心院閑白記』の「衆人不甘心歟」は良基に批判的な近衛道嗣の言であるが、前述の通り『新

拾遺集』の異例さを鑑みれば、客観的に周囲の反応を記したものといえるであろう。

尊氏が執奏した『新千載集』において認められた勅撰集事業に対する幕府の主導性と、それとともに幕府の意向が強行される傾向は、義詮期において一層強くなつていた。『新拾遺集』の執奏は公家社会における勅撰集についての認識とかけ離れており、周囲は反対したが義詮は強行した。義詮のこのような行動が抱えていた問題について、義詮の晩年である貞治六年（一二三六七）に催された中殿御会への検討も含めて、節を改めて考えていくことにする。

## 第二節 貞治六年中殿御会の検討

貞治六年三月二九日、後光厳天皇の中殿御会が開かれた（和歌・管弦）。清涼殿で和歌および管弦に寄せて天皇の徳を称揚し、治世の長久を願うというこの催しは、勅撰集と同様に後光厳親政の繁栄を演出するのに誂え向きであつたといえる。この時の様子を二条良基が『貞治六年中殿御会記』に記しており、『太平記』卷第四〇「中殿御会事并将軍御参内事」にも御会の様子が描かれている。<sup>(48)</sup>これらにおいては後光厳が御会を発案したと記されているけれども、『後愚昧記』貞治六年三月二九日條において後光厳が「今夜御会事、粗為武家申行之間思食立了」と語っていること

から、実際には義詮の申し出があつて企画されたものだと  
いうことがわかる。その史料を以下に掲げる。

【史料6】『後愚昧記』貞治六年三月二九日条（抜粋）

今夜中殿御会（和歌）也、参仕人々、見一座和歌<sup>之</sup>間  
略之、常儀先御遊、次被講和歌也、而今度先和歌、其  
後御遊也、応徳例且如此、就中長座難治之間、<sup>足利義詮</sup>大樹申  
請之故也云々、<sup>冷泉中納言</sup>按察卿示送之旨如此、又或仁語云、御  
製講師事、<sup>二条美繼</sup>元被仰為遠卿了、而当日大樹未參<sup>二条</sup>内之以  
前、可被仰為秀卿之由、以三宝院僧正（光濟）為使節  
奏聞之、勅答云、既被仰為遠卿了、臨期被改仰之條  
無先規之間、不可叶之由被仰之處、重申云、和歌事故  
為明卿雖為師範、於當時又相訪此卿候者也、被改仰之  
条無先規之由被仰下之上者、重雖非可申入之、以武家  
執 奏之分、被改仰之儀にて、枉而可被仰為秀卿者、  
勅答猶難治之由被仰之處、重申云、如此事、為師範  
之人失面目之時、弟子不出仕之条為流例之上者、不被  
仰為秀卿者今夜不可参仕者、勅答云、今夜御会事、  
粗為武家申行之間思食立了、而不可参之由申条、所驚  
思食也、然者御会被行之条似無其詮、然者御製講師間  
事落居まで可被延引也、不然者為遠卿雖可令鬱憤、被  
仰他人被遂行之条如何云々、此事以 勅答之趣相訪大  
名等之処、不可出仕之由令申之条太不可然之由、面々

就相計之、重御返事、只今即申可参仕之由、遂以参  
内云々、事儀輕式不可説之由、万人反脣云々、尤有其  
謂、莫言々々、如此之浮説當時充滿、追尚可相尋耳、  
歌披講が後に催されるのに、この時は義詮が「長座難治」  
のために順序を逆にし、義詮が参仕する披講の方が先に催  
されることになった。また、御製講師は二条為遠に決まつ  
ていたところ、当日になつて義詮が自分の師事している冷  
泉為秀にしてほしいと申し入れ、後光厳が許可しないと見  
るや義詮は「為師範之人失面目之時、弟子不出仕之条為流  
例之上者、不被仰為秀卿者今夜不可参仕」と言つて御会を  
欠席しようとした。

後光嚴はそもそもこの度の御会は「為武家申行之間思食  
立」つたのに、義詮が出席しないのでは開催してもしかた  
がないので、御製講師のことが定まるまで延期にするか、  
そうでなければ講師を別人に勤めさせるというのはどうか  
と提案した。この勅答をもつて義詮は諸大名に相談し、彼  
らの勧めに従つてようやく参内を決めたという。御製講師  
は、結局為遠でも為秀でもなく日野時光が勤めた。<sup>(49)</sup>

冷泉家は関東祇候廷臣としての活動により武家との縁が  
強かつたため、為秀にはこの時義詮以外にもその弟基氏、  
今川了俊や佐々木高秀など幕府の有力者が師事していた。

また、為秀はこのころ二条良基とも近しい関係にあった。<sup>(51)</sup>

【史料6】からは、為秀が義詮の支持を得ることで、それまで歌壇の主導的立場にあつた二条家（為遠は『新千載集』撰者為定の遺児）を圧するほどの勢いを得ていたことが注目された。<sup>(52)</sup>また、後光厳に対する義詮の強引な態度について、義満期の朝幕関係に繋がっていくものとして注目する山田邦明氏の見解もある。<sup>(53)</sup>

その他、この御会における二条良基の指導力に注目する小川剛生氏の説がある。將軍が公宴歌会に参仕するのは、これが初めてのことであった。朝廷の行事に將軍が参仕すれば御訪という形で幕府からの経済的援助が得られると考

え、良基は義詮を宮廷社会に引き入れようとして文芸上の交誼を厚くし、または儀式に不慣れな義詮の作法に阿諛追従と誇られんばかりの賞賛を贈って自信をつけるようにするなど、様々に尽力した。しかし結果として義詮は中殿御会には参仕したもの、朝廷行事にそれ以上深入りするこ<sup>(54)</sup>となく、中殿御会の行われた年の末に病死した。以上が小川氏の説であり、義詮と宮廷儀礼との関係を考える上で大変重要な見解である。

は、義詮自身がどのような意図で御会の開催を要請したのか考える必要がある。それは一体、何であったか。

中殿御会について、天皇の治世を称えるという基本的な性格をふまえるならば、義詮がその開催を申し出たのは後光嚴の治世を称揚するためという目的がまず推測される。

しかし、この御会で義詮は後光嚴に対して大変強引な態度に及んでいる。後光嚴の称揚をして義詮が御会の開催を申し出たのであれば、このような態度は後光嚴の面目を失わせることになり、矛盾する。義詮にとって、中殿御会を開催しようとする意向は、後光嚴への配慮に直結しているになかつたということになる。

おそらく、義詮は中殿御会を開くことで後光嚴の「治世」が無事に治まっていることが演出できれば事足りるのであって、後光嚴その人の意向を尊重する気持ちは薄かつたのであろう。『新拾遺集』の撰進にしても、同様であつたのではないかだろうか。この勅撰集の撰進が衆人の反発を招いた一方、老境にありながら撰者の榮に浴した二条為明は喜悦した。<sup>(55)</sup>為明は、二条家の庶流ながらも義詮の支持を得ることで歌壇の第一人者に上り詰め、後光嚴も為明から古今伝授を受けた。しかし後光嚴は、為明とは対抗関係にあつた二条為遠を内心では支持していたようで、為明を撰者にするのは気が進まなかつたという井上氏の見解がある。<sup>(56)</sup>

以上を鑑みると、將軍義詮にとって勅撰集や中殿御会とは政局の安定を演出する格好の手段ではあるが、その意識は必ずしも天皇の意思の尊重に向けられるものとは限らないかったということが言えるであろう。

### おわりに

これまで述べてきたことを、以下でまとめる。室町幕府成立以後、光嚴院政と幕府とが協調して北朝の興行政策に取り組む中で『風雅集』の撰集事業が進められ、光嚴上皇は足利尊氏・直義を貞和百首の詠進者に加え、幕府の指導者の存在が光嚴院政にとって重要なという意思を示した。この時点での幕府の勅撰集への関わり方は未だ受動的なものであったが、『新千載集』ならびに『新拾遺集』においては、幕府は武家執奏によつて勅撰集の撰進を発議するようになつた。それは皇統における正統性に関する不安要素を抱えた後光嚴天皇の即位を契機としており、二つの勅撰集の撰進事業には、幕府が関与して進めた後光嚴天皇の体制強化策の一環として評価すべき重要な側面があつた。

しかし、このようにして幕府が主導性を發揮するようになった結果、今まで公家社会の中で完結していた和歌儀礼などに武家の事情が影響を及ぼすようになつてきた。その

影響は、尊氏期から義詮期にかけて次第に強くなつていつた。北朝に対する幕府の関与は、北朝の体制強化を必要とする幕府の政治方針と、公家社会において朝儀復興に幕府を引き込もうとする動向とが絡み合いながら進められたものであったといえる。<sup>(57)</sup> 幕府の主導性が高じた結果、義詮期において将軍は、天皇の治世を称えるという性格を持つ勅撰集や中殿御会について、政局の安定を演出するものとして重視する意識を一層明確に持ちながら、それらを重んじる態度を必ずしも天皇自身にも向けるとは限らないという傾向を見せるようになつた。こうした傾向は、次代の將軍義満が朝儀や公宴に積極的に参加していくようになつて、<sup>(58)</sup> 朝廷儀礼全般にわたりいよいよ顯著となつていつたものと考えられる。

### 註

- (1) 川尻秋生「『古今和歌集』の時代を考える」(『全集日本歴史第四卷 摺れ動く貴族社会』小学館、二〇〇八年)、深津睦夫『中世勅撰和歌集史の構想』笠間書院、二〇〇五年、二九一页。また、中世の国政運営における和歌の位置づけについて、井原今朝男「中世儀礼における漢詩・管弦・和歌」(国立歴史民俗博物館編『和歌と貴族の世界』うたのちから』塙書房、二〇〇七年)は、和歌は漢詩・管弦と共に神仏の世界と交歎しあう社会的手段として支配者層

に重んぜられたということを論じている。

(2) 井上氏は「専門歌人を核とした幾つかの小集団（グループ）を含む歌人集団の世界」を院政期以後の「歌壇」と定義し、時代の流れによる歌壇の変化を研究することを歌壇史研究の目的とされている。井上氏による「武家の歌壇支配権が確立した」という表現は、具体的には室町幕府の将军の意志が、歌人集団の世界において歌道家の存在を支配するようになつたということを意味している（井上宗雄

『中世歌壇史の研究 南北朝期』明治書院、一九六五年、三五五頁。頁数および引用は改訂新版（一九八七年）による。以下同）。

(3) 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』文献出版、一九八四年、四五八～四五九頁。頁数および引用は増補改訂版（思文閣出版、二〇〇八年）による。

(4) 深津睦夫「新千載和歌集の撰集意図について」（前掲註（1）深津氏著書、初出一九〇〇年）は、『新千載集』撰進を執奏した尊氏の意図につき初めて本格的に考察した論文であり、この勅撰集には尊氏の後醍醐天皇への鎮魂の思いが重ね合わされているとする。本稿では、そのような尊氏の意図が後光厳天皇の勅によって編まれる和歌集にとってどのような意味を持っていたのかという点に注目したい。

(5) 前掲註（1）深津氏著書、註（2）井上氏著書参照。

(6) 大覚寺統・持明院統の争いに対して幕府がなるべく不干涉の態度を貫こうとしたことについては、新田英治「鎌倉後期の政治過程」（朝尾直弘他編『岩波講座日本歴史』6

中世2』岩波書店、一九七五年）参照。

(7) 小川剛生「歌道家の人々と公家政権」（兼築信行・田渕句美子編『和歌を歴史から読む』笠間書院、二〇〇一年）二〇六～二〇七頁。

(8) 岩佐美代子「解題」（『風雅和歌集全注釈 下巻』笠間書院、二〇〇四年）四三一～四三三頁。

(9) 『園太曆』（『史料纂集』、以下同）貞和二年一一月九日条、前掲註（2）井上氏著書四五二～四五四頁。

(10) 伊藤喜良『日本の歴史8 南北朝の動乱』集英社、一九九一年、二〇八頁。

(11) 『公卿補任』（『新訂増補国史大系』、以下同）康永元年条、

『光明院宸記』同年六月三日条（『大日本史料』（以下『大史』）六編七冊一六五～一六六頁）、佐々木文昭「南北朝期朝廷における徳政と政道」（佐伯有清編『日本古代中世の政治と宗教』吉川弘文館、二〇〇一年）三三七頁。

(12) 『師守記』（『史料纂集』、以下同）康永元年七月二一日条・二三日条。

(13) 大悲王院文書所収暦応五年五月二二日付一色道猷書下（『南北朝遺文』（以下『南遺』）九州編一七八五）、『師守記』康永元年七月一一日条。また、大中文書所収貞和四年九月日付摂津長田社供物注文（『兵庫県史 史料編 中世2』「大中文書」九）に「康永元午年依飢饉」とある。

(14) 保立道久「中世前期の新制と沽価法」（『歴史学研究』六八七、一九九六年）。

(15) 『園太曆』貞和元年七月三日条。

(16) 『後山階内府相記』暦応二年六月二七日条〔『大史』六編五冊五七七～五八三頁〕。

(17) 暦応三年八月一五日詩・和歌御会〔『中院一品記』同日条〔『大史』六編六冊三〇〇～三〇三頁〕〕、康永二年北朝内裏五十四番詩歌合〔『群書類從』一二和歌部〕、同年三月二九日仙洞御遊始〔『御遊部類記』〔『続群書類從』一九上管絃部、以下同〕同日条〕、康永三年二月二八日光明天皇御遊始、同年三月二八日花園仙洞歌合、同年七月七日禁裏詩御会・御遊、同年八月二五日禁裏尚書談義〔以上『園太曆』同日条〕など。

(18) 井上氏・次田香澄氏はともに「尋申」を光厳の行為ととらえ「勅撰集のことがどうなつたかを（光厳が直義に）尋ねた」と解釈するが（前掲註(2)井上氏著書、次田香澄『玉葉集風雅集攷』〔笠間書院、一〇〇四年〕）、この「尋申」は岩佐美代子氏の指摘の通り直義の行為と解釈するべきである（前掲註(8)岩佐氏著書四二一四～四二二五頁）。直義が「已申入之旨存之処、無其儀歟、以外事也」と発言した理由について、次田氏は「多事の故であろう確答を渋つていた」（前掲次田氏著書一三六頁）、井上氏は「直義は強い親二条派の態度を持つてい」たゆえに「光厳上皇の親撰に難色を示した」（前掲註(2)井上氏著書四二二二頁）との見解を示した。しかし井上・次田両氏の説は光厳上皇の側から直義へ勅撰集のことを問い合わせただしたという読みかられたものである。直義が上皇に「尋申」したこととして読み直した場合、勅撰集の話題は直義の方から尋ねたことであ

るので、直義に他意はなかつたものと解釈するのが自然ではないかと考える。

(19) 『園太曆』貞和二年四月二六日条、前掲註(2)井上氏著書四四六～四四七頁。

(20) 小川剛生「乱世の和歌と信仰—足利尊氏と南北朝動乱」〔同『武士はなぜ歌を詠むか』角川学芸出版、二〇〇八年〕。

(21) 前掲註(16)参照。

(22) 『園太曆』貞和二年閏九月一〇日条、前掲註(20)小川氏論文一〇七～一〇九頁。

(23) 前掲註(19)参照。

(24) 前掲註(2)井上氏著書五六六～五六八頁。

(25) 前掲註(3)森氏著書一六一頁。

(26) 『小島のくちづさみ』（新日本古典文学大系五一『中世日記紀行集』岩波書店、一九九〇年、以下同）、『公卿補任』文和二年条、『続史愚抄』（新訂増補国史大系、以下同）。

(27) 【史料2】【史料3】ともに冷泉家時雨亭文庫所蔵。両史料の詳細な解釈については、冷泉家時雨亭叢書第五一巻『冷泉家古文書』の「解題」（山本信吉・熱田公）、有馬俊一「冷泉家時雨亭文庫所蔵「後光厳宸翰」書状ならびに「二条良基自筆」前左兵衛督宛十二月十四日付書状存疑」「文和年間勅撰企画」をめぐってー」（『和歌文学研究』七、一九九五年）を参照。なお【史料3】宛所「前左兵衛督」の比定については、【史料2】押紙の情報の通り冷泉為秀とする説（『冷泉家古文書』「解題」と、押紙が誤り二条為重とする説（有馬俊一「文和年間勅撰企画」再

論——「前左兵衛督」の比定をめぐって——古文書学的視点から』（和歌文学学会第八八回例会報告要旨。『和歌文学研究』九一、二〇〇五年に収録）との間で意見が分かれている。この問題については、東京国立博物館所蔵文和三年一二月七日付足利尊氏御判御教書で「冷泉前左兵衛督雜掌」への駿河国小楊津御厨の沙汰付が命じられていることから、【史料3】宛所「前左兵衛督」は、『冷泉家古文書』「解題」の比定の通り冷泉為秀とするのが妥当と考える。

【参考史料】足利尊氏御判御教書（東京国立博物館所蔵）

冷泉前左兵衛督雜掌秀成申駿河国志太郡小楊津御厨事、任今年十一月十二日綸旨沙汰居雜掌、守先例可令全所務之状如件、

文和三年十二月七日

（足利尊氏）  
（花押）

今川上総介殿

（28）『東寺長者補任』（『群書類從』四補任部）文和三年条。

（29）『園太曆』文和四年五月二二日・八月五日条。

（30）『園太曆』文和四年一二月一九日・二〇日条。

（31）松永和浩「南北朝期公家社会の求心構造と室町幕府」

（『ヒストリア』一〇一、二〇〇六年。以下、松永氏A論文）、同「室町殿権力と公家社会の求心構造」（『ヒストリア』二〇八、二〇〇八年。以下、松永氏B論文）。

（32）文和四年八月五日和歌御会、延文元年二月三〇日詩・和

歌御会始、延文元年三月三日詩・連句御会（以上『園太曆』同日条）など。

（33）深津睦夫氏は、『新千載集』賀部における後醍醐天皇へ

の讃頌傾向の強さを理由に、尊氏がその撰進を執奏したのは後醍醐天皇鎮魂の意図に基づくところが大きかったと述べている（前掲註（4）深津氏論文）。本稿では、撰進に至るまでの経緯を当時の北朝と幕府が置かれた政治的状況をふまえて検討した結果、後光厳天皇の正統性を演出しようとする意図を優先的に読み取ったが、このことと後醍醐天皇を鎮魂しようとする意図とは対立しないと考える。その理由は、以下の通りである。後醍醐天皇の菩提を弔う天龍寺は光厳上皇の勅願で建立されたものであったため、その造営は北朝と幕府の正統性を主張することに繋がる事業であつたと西山美香氏が論じたように（西山美香「天龍寺〔安國寺〕の創建」（同『武家政権と禅宗』笠間書院、二〇〇四年）五四—五三頁）、後光厳天皇の下命による『新千載集』に後醍醐を鎮魂する要素が組み入れられることについても、北朝の体制維持策の一環と理解するからである。

（34）『園太曆』延文元年七月二六日条。

（35）『園太曆』延文四年四月二八日条など。鎌倉期以来持明院統は京極派と結んできたが、後光厳天皇に至ってこの図式が崩れ、『続後拾遺和歌集』（後醍醐天皇下命）以来の二条派の復権を見ることとなつた。後光厳天皇は二条良基や尊円法親王の勧めもあって、二条派に共鳴したと言われている（『近來風脉』『歌論歌学集成』）。

（36）『後深心院関白記』（『大日本古記録』、以下同）延文四年四月二八日条によれば「勅撰箱、先々住吉神主調進流例也、而候敵陣之由、武辺沙汰出来云々、仍為武家沙汰、相模守

（細川）  
「清氏朝臣調進之」とあり、手箱の調進も細川清氏によって行われたことが知られる。なお、その後の勅撰集における手箱調進はどうなつたか。『新拾遺集』の時は史料に恵まれないが、住吉は未だに後村上天皇の行在所であったので、津守氏が調進した可能性は低いであろう。その次の『新後拾遺集』の頃は南朝の行在所も住吉を離れ吉野に戻り、津守国量が撰進事業に参加して「御手箱依有先規、国量沙汰之歟」（『歴代和歌勅撰考』）『大日本史料稿本』とあるので、津守氏が再び調進することになったと考えられる。ただし、その次の『新続古今集』の手箱調進は、撰者飛鳥井雅世が行っている（『看聞日記』永享七年～一四三五）八月二十四日条）。

（37）『拾芥抄』（『尊經閣善本影印集成17』）卷上和歌部、『後愚昧記』（『大日本古記録』、以下同）貞治二年三月一九日

条、『公卿補任』貞治三年条、前掲註（2）井上氏著書六一三～六二七頁。

（38）二十一代集においては、『新拾遺集』と似た例として後醍醐天皇の勅による『続後拾遺和歌集』が挙げられる。

これは、その前の『続千載和歌集』奏覽から三年後に撰進が下命されている。また、『続千載集』『続後拾遺集』とともに後醍醐天皇の在位期に出されたものである。ただし『続千載集』は後宇多上皇がその院政期に編ませたものであり、後醍醐天皇が自らの親政下において撰進させたのは『続後拾遺集』のみであるという点で、後光厳と異なる。

（39）「勅撰集の特色と評価」（『解釈と鑑賞』二三三四、一九六）  
「勅撰集の特色と評価」（『解釈と鑑賞』二三三四、一九六）  
（40）『後愚昧記』康安元年一〇月二七日条。  
（41）『後深心院関白記』康安二年七月二九日条・貞治元年七月二九日条。  
（42）『薩藩旧記』二七新田宮觀樹院文書所収貞治二年五月一日付島津師久申状写（『南遺』九州編四四八一）、長門小早川家証文所収同年九月一〇日付足利義詮御判御教書写（『南遺』中国四国編三三四七）。

（43）前掲註（31）松永氏A論文三七～三九頁、B論文五七～五八頁。

（44）『後愚昧記』貞治二年正月二六日条・三〇日条。

（45）小川剛生『二条良基研究』笠間書院、一〇〇五年、五二～五三頁。

（46）深津睦夫氏は、『新拾遺集』賀部の慶賀歌の中では後光厳天皇への讃頌歌が最多であったことからこの勅撰集は当代讃頌性の濃厚な歌集であると指摘しており、武家側の意図は後光厳の御代を言祝ぐと同時にその治世が武家と君臣一体となつての賜物と強調することにあつたのであろうと述べている（前掲註（1）深津氏著書四二四～四二五頁）。この指摘に沿うと考えられる具体例を、『新拾遺集』賀部の中から一つあげる。賀部の巻頭歌は元正天皇御製である。

八年）の『新拾遺集』の項（稻田利徳氏執筆）では、この勅撰集には歌の陳腐さと類型性を指摘されることがほとんどで、京極派を異風として『新拾遺集』に二条派の歌道中興としての意義を認める本居宣長でさえ、歌 자체はそれほど高く評価していなかつたことが述べられている。

二十一代集を通じて元正天皇の入集はこの一首のみであり、珍しい。この歌が採られた理由は、以下のようなものであつたと推測される。後光厳は践祚より間もない文和二年六月に南朝軍に攻められ、義詮ともども美濃國小島に落ちていった。二条良基がこの時の状況を記した『小島のくちずさみ』において、後光厳の美濃行幸は、元正天皇が同国に行幸し養老の滝を見て改元したという話を先蹟として描かれている。これと同様に元正天皇御製による巻頭歌には、美濃行幸を吉例とする天皇と重ね合わせることによって、間接的に後光厳を慶賀しようという意図が籠められていたのではないかだろうか。

(47) 前掲註(45)小川氏著書五二~五三頁。

(48) 『貞治六年中殿御会記』(『群書類従』一六和歌部)、鷺尾順敬校訂『太平記 西源院本』刀江書院、一九四三年。

(49) 『後深心院関白記』貞治六年三月二九日条。

(50) 湯山学「関東祇候の廷臣」(同『南関東中世史論集一 相模国の中世史 上』私家版、一九八八年)。

(51) 前掲註(2)井上氏著書六六〇~六七一頁。

(52) 前掲註(2)井上氏著書六三九~六四一頁、荒木尚「了俊の伝記覚書」(同『今川了俊の研究』笠間書院、一九七七年)二三頁。

(53) 山田邦明「足利義詮と朝廷」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、一〇〇七年)。

(54) 前掲註(45)小川氏著書五三~五五、一二三~一一四頁。

(55) 『後愚昧記』貞治二年三月一九日条。

- (56) 前掲註(2)井上氏著書五九八~五九九頁。  
 (57) 前掲註(31)松永氏A・B論文、前掲註(45)小川氏著書。  
 (58) 前掲註(45)小川氏著書八一~九八頁。